

令和8年度「ここ滋賀」経済効果分析事業業務委託 仕様書

1 業務の目的

滋賀県の情報発信拠点「ここ滋賀」では、滋賀のもつ多様な魅力を直接来館者に伝え、滋賀の認知度向上、滋賀ファンの拡大、県産品の販路拡大、県内への観光誘客に取り組んでいるほか、施設外で行われる首都圏を中心としたイベントへの出店や、商談会の開催、ECサイトの運営等を通じ県産品の販路拡大にも取り組んでいる。

これら「ここ滋賀」の運営等に伴う県産品の販売、観光誘客の直接経済効果および経済波及効果（以下「経済効果等」という。）ならびにメディア露出等の情報効果の調査・分析を行い報告書として取りまとめる。

これらにより、「ここ滋賀」の効果的な運営および今後の運営の方向性検討に資することを目的とする。

2 業務の内容

(1) 「ここ滋賀」等の運営による経済効果等の調査・分析を行う。なお、調査・分析は、半期ごとに算出を行うものとする。

① 参考データの収集・整理

経済効果等の推計に必要となる参考データの収集・整理

② アンケート等による調査・分析

経済効果等の推計に必要となる次の各項目についての調査・分析。

ただし、下記の（ア）から（ウ）の調査に関しては第2四半期に実施し、（エ）の調査に関しては第3四半期に実施するものとし、平成29年度から令和7年度の各年度に実施した『「ここ滋賀」運営による経済効果等測定業務』の分析結果等も活用することができる。

- （ア） 「ここ滋賀」来館者への調査
- （イ） 「ここ滋賀」出品事業者への調査
- （ウ） 「ここ滋賀」利用実態調査
- （エ） 運営事業者へのヒアリング
- （オ） メディア掲載実態調査（クリッピングあり）

③ 「ここ滋賀」等の実績データに基づく経済効果等の調査・分析

- （ア） マーケットの売上による経済効果等
- （イ） BARの売上による経済効果等
- （ウ） レストランの売上による経済効果等
- （エ） 「ここ滋賀」での企画催事開催による経済効果等
- （オ） 「ここ滋賀」外での売上げ等による経済効果等
- （カ） ここ滋賀ECサイト等の売上による経済効果等
- （キ） 観光誘客に伴う経済効果等
- （ク） メディア露出等の情報効果

④ 経済効果等の報告書作成

上記の分析等を踏まえ、「ここ滋賀」運営の課題や改善点などに関する助言・コンサルティングなどを含め、報告書として取りまとめる。

(2) 滋賀県の関係人口に関する調査・分析を行う。ここ滋賀を関係人口創出の拠点として位置づけ、関係人口創出に向けたファンづくりとネットワーク拡大を効果的に行うため、関係人口の実態把握や関係人口拡大のための手法、他都道府県の先進的な取組の調査を行う。

① 滋賀県の関係人口に関する調査・分析

- (ア) 回答者属性（年代・居住地等）
- (イ) 滋賀県との関係性
- (ウ) 滋賀県への訪問状況
- (エ) 滋賀県への移住意欲（滋賀県への UIJ ターン意欲）
- (オ) 滋賀県での活動状況
- (カ) 滋賀県での活動の意欲
- (キ) 滋賀県に関する情報接触の方法
- (ク) 滋賀県の魅力度

② 関係人口拡大のための手法の調査および提案

- (ア) 効果的なプロモーション方法の提案（滋賀愛をテーマにした SNS キャンペーン、アンバサダー制度等）。
- (イ) 関係人口を拡大するための「物語性」のある県産品やビジュアルの提案。
- (ウ) 東京・日本橋のような都市部における定期イベント（ふるさと交流フェアなど）のポテンシャルの調査。
- (エ) 滋賀県に関心を持つ層の情報入手先の調査。（例：SNS、ネット記事、TV、ロコミ等）。
- (オ) 滋賀県への関心を高める情報発信コンテンツの提案（短編動画、ブログ記事、イベント告知など）。

③ 「ここ滋賀」の関係人口形成への貢献度調査

- (ア) 「ここ滋賀」を訪れた人がどのくらい滋賀県に訪問意欲を持つようになったかの追跡調査。
- (イ) 店舗またはオンラインショップで購入した県産品が、購入者の生活や意識に与えた影響の調査。
- (ウ) ここ滋賀で実施したイベントやワークショップ等をきっかけに滋賀への興味を持った割合の調査。

④ 他県アンテナショップの関係人口の創出に関する先進事例調査

少なくとも3都道府県の事例を調査すること。

⑤ 上記①～④の報告書作成

上記①～④の分析等と過去9年間の「ここ滋賀」運営実績を総括し、今後の「ここ滋賀」の計画的・効果的な運営および新たな機能につながる助言・コンサルティングなどを含め、報告書として取りまとめる。

3 県が受託者へ提供する資料

上記「2 業務の内容(1)－③」に必要なデータのうち、下記データに関しては、県から半期ごとに提供する。

ア 「ここ滋賀」来館者数

イ 各階機能別売上・商品カテゴリー別売上、レジ客数

ウ 「ここ滋賀」外の売上等

エ ここ滋賀 EC サイト等の売上

オ 観光等のパンフレット等配布部数

カ 「ここ滋賀」WEBサイトのPV数、UU数

キ 県が有する「ここ滋賀」等の運営に関するデータで、本業務で必要となるもの。

4 本業務の進行管理

本事業の実施にあたり、実施体制図を含めた業務実施計画書を作成し、契約締結後速やかに提出すること。業務実施計画書には、各業務の業務処理スケジュールを明らかにしたものとし、変更があった場合は、その都度書類で提出すること。

5 成果物および提出部数

本事業の成果として、受託者は上記「2 業務の内容(1)－④」に記載する報告書を半期ごとに県へ提出すること。提出部数は、それぞれ紙媒体2部、および電子媒体1部とする。

なお、3月末の報告書には、半期ごとの調査・分析に加えて年間を通じた調査・分析を取りまとめて総括を行うものとする。

また、上記「2 業務の内容(1)－②」に記載の調査については、別冊の参考資料としてそれぞれ取りまとめ、提出期限は(ア)～(ウ)については9月末、(エ)については12月末、(オ)については毎月5日までとする。「2 業務の内容(2)」については、9月末に取りまとめ提出とする。

6 本業務の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 受託者は、本業務着手前に全体の工程、作業方針等についてあらかじめ県の承諾をうけなければならない。
- (2) 受託者は、常に県との連絡を密にし、事業内容に疑義が生じた場合は速やかに報告し、監督職員の指示を受け、それに従うものとする。
- (3) 業務の処理に際して、打ち合わせを行った際は、打ち合わせ記録を作成し、監督職員へ速やかに提出すること。また、受託者は、打合せ結果を本業務に誠実に反映させることとする。
- (4) 本仕様書に明示されていない事項であっても、業務の性格上必要と認められる事項については、双方協議の上、受託者負担で実施するものとする。
- (5) 当事業において収集および取り扱う個人情報については、個人情報保護法等に則り、適正に取り扱うこととする。